

兵庫労働局発表
令和7年8月8日（金）

〔 照 会 先 〕
労働基準部
労働基準部長 岡本克也
賃 金 室 長 安積俊和
TEL 078-367-9154

兵庫県最低賃金 時間額 1,116 円を答申

～ 64 円の引上げは時給に統一後、最高額・率 ～

令和7年8月8日、兵庫地方最低賃金審議会（会長 やまぐち 山口 たかひで 隆英。以下「審議会」という。）は、兵庫労働局長（かなり 金成 しんいち 真一）に対し、県内の全ての事業場で働く労働者に適用される兵庫県最低賃金を64円引き上げて、時間額1,116円にするのが適当であるとの答申を行いました。

- 1 令和7年7月15日、兵庫労働局長から兵庫地方最低賃金審議会に対し諮問を行った兵庫県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、同審議会は審議の結果、同年8月8日に、現行の最低賃金の時間額1,052円を64円引き上げて（引上げ率6.08%）、1,116円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
効力発効の日は、令和7年10月4日の予定です。

同審議会では、「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について」（令和7年8月4日中央最低賃金審議会答申）を参考にしつつ、地域における労働者の賃金水準等を考慮するとともに、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものです。なお、答申には、政府・関係機関に対し、中小企業・小規模事業者の賃金引上げに向けた支援等の要望事項も盛り込まれています。

- 2 この「64 円」の引上げ金額は、時給で示す現行方式となった平成 14 年（2002 年）以降で最高の引上げ額、最高の引上げ率となります。
- 3 兵庫労働局では、この答申を踏まえ、本年度の兵庫県最低賃金の改正に係る手続きを進めることとしています。
 - (1) 兵庫労働局長は、答申に対する異議の申出を令和 7 年 8 月 25 日まで受け付けます。
 - (2) 兵庫労働局長は、答申及び異議申出があった場合の審議会の審議結果など審議会の意見を聴いて、兵庫県最低賃金の改正を決定し、官報に公示する予定です。



令和7年8月8日

兵庫労働局長
金成真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆 英

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月15日付け兵労発基 0715 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので答申する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費等のコスト上昇分の適切な価格転嫁を一層促進させるために、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制を抜本強化すること。
- 2 事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が確実に活用できるよう充実させるとともに、具体的事例も活用した周知等を徹底すること。また、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を充実させること。
- 3 書籍販売業、並びに看護、介護、保育等、事業者による労務費等の価格転嫁に向けた価格交渉が行えない事業・業務について、賃金引上げ状況等の現状把握に努めるとともに、賃上げが円滑に実施できるよう支援策について検討を行うこと。
- 4 中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応については、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者が有効に活用できるよう、政府の補助金や、交付金を活用した都道府県取組の後押し等について、具体的な制度を確立し、充実した内容の支援を早期に実施すること。

兵庫県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,116 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり